

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 滋賀県
農業委員会名： 東近江市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農業の概要

	田	畑	単位:ha			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	8,120	273	273	0	0	8,390
経営耕地面積	7,606	177	127	50	0	7,783
遊休農地面積	3	5	5	0	0	8
農地台帳面積	8,148	518	466	52	0	8,666

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,788
自給的農家数	649
販売農家数	－
主業農家数	－
準主業農家数	－
副業的農家数	－

※2020年農林業センサスに基づいて記入。一部集計項目がないため空欄。

	農業者数(人)
農業就業者数	－
女性	－
40代以下	－

※2020年農林業センサスでは、集計項目がないため空欄。

	経営数(経営)
認定農業者	430
基本構想水準到達者	45
認定新規就農者	14
農業参入法人	149
集落営農経営	14
特定農業団体	0
集落営農組織	14

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 23 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	40	40
認定農業者	－	25
認定農業者に準ずる者	－	0
女性	－	5
40代以下	－	3
中立委員	－	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

※現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	8,390ha	6,494ha	77.4%
課 題	離農や規模縮小、相続等により農地の貸借において、基盤整備等の整形農地については、比較的利用集積に結びつくが、既成農地や小規模、不形成、畑地については、担い手への利用集積が難しい。 認定農業者や集落営農組織等担い手が不足している地域等農地利用集積に地域格差が見られる。担い手の育成確保対策と連携して利用集積を促進する必要がある。 このことから、農地中間管理機構による農地集積等事業に積極的に関与し、「人・農地プラン」の策定等による地域における意欲ある担い手への農業経営の規模拡大、利用する農地の集団化、農業参入の促進その他の農地利用の効率化及び高度化の促進を図る。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
6,501ha	6,591ha	97ha	101.4%

- ※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	○市や農地中間管理機構と連携し、「人・農地プラン」事業を通じて、地域における担い手の確保と併せ農地の利用集積を加速する。 ○貸借やあっせん相談時に利用集積制度の説明や農業委員会のあっせん活動を通じて利用集積を図る。(随時) ○農地台帳の整備に関する調査において、利用集積制度の啓発周知を図り、利用集積を促進する。(8月)
活動実績	○市や農地中間管理機構と連携し、「人・農地プラン」事業を通じて、地域における担い手の確保と併せ農地の利用集積に務めた。 ○貸借やあっせん相談時に利用集積制度の説明や農業委員会のあっせん活動を通じて利用集積を図った。 ○農地台帳の整備に関する調査において、利用集積制度の啓発周知を図り、利用集積を促進した。(7月16日～8月31日)

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	昨年度実績を踏まえた目標であり、妥当である。
活動に対する評価	令和3年度においても、集落営農組織等の法人化への移行を推進し、法人への農地集積を促進した。また、「人・農地プラン」事業を通じ担い手の育成確保対策と連携して利用集積の促進に努めることができた。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	2経営体	1経営体	2経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	1.0ha	0.3ha	0.5ha
課 題	新規に農業経営を開始する場合、営農技術の習得をはじめ農地や資金の確保が課題となる。		

- ※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。
- ※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
3経営体	1経営体	33.3%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
2.7ha	12.1ha	448.1%

- ※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入
- ※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入
- ※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	○新規就農希望者にワンストップ窓口で対応する。(随時) ○認定農業者の交流を通じて情報交換を行い、農業者のスキルアップと地域農業の活性化を目指すため、新規就農者等への初期投資の支援と若者の雇用促進を図る。(随時)
活動実績	○新規就農希望者にワンストップ窓口で対応した。(随時対応) ○認定農業者の交流を通じて情報交換を行い、農業者のスキルアップと地域農業の活性化を目指すため、新規就農者等への初期投資の支援と若者の雇用促進を図った。

- ※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	昨年度実績を踏まえた目標であり、妥当である。
活動に対する評価	認定農業者の交流を通じて情報交換を行い、農業者のスキルアップと地域農業の活性化を目指すため、新規就農者等への初期投資の支援と若者の雇用を促進した。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	8,398ha	8.3ha	0.09%
課 題	担い手がないことや農業収入が減少することにより、農業への魅力を見出せず離農、規模縮小される農家が増加傾向にある。また、山間地においては、担い手の不足・既成農地・獣害・高齢化・不在地主等耕作環境の悪化が深刻化しており、生産振興や地域振興等総合的な取組が必要である。 また、農業施策の見直しとして、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、「農地中間管理機構」が創設された。この農地中間管理機構による農地集積等事業に積極的に関与するとともに、遊休農地や耕作者不在農地等の所有者への農地利用意向調査等実施し、有効な対策となるよう推進していく必要がある。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.2ha	1.02ha	510%

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	280人	6月～8月	9月～11月	
		調査方法	事前地域調査・・・7月 市内各地域の農業組合において、地域内を巡回し、農地の利用状況について調査を実施する。調査により、遊休化や解消等している農地については、調査票や地図に記録をする。 全体調査・・・8月 事前地域調査の結果を中心に農業委員及び市水田農業活性化協議会が連携し、調査区及び調査班を編成して、全体調査を実施する。また、調査により遊休化や解消等している農地については、その状況を詳細に確認し、調査票を作成するとともに、写真を撮り、地図に記録する。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:10月～11月			
	その他の活動	解消地域担当チームを編成し、遊休農地解消指導・実践活動を実施。 12月～3月 翌年4月～6月			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		220人	6月～8月	9月～11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月～1月	調査結果取りまとめ時期	12月～2月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数:	26筆	調査数:	筆
		調査面積:	1.5ha	調査面積:	ha
その他の活動	解消地域担当チームを編成し、遊休農地解消指導・実践活動を実施した。 12月～3月 翌年4月～6月				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	昨年度実績を踏まえた目標であり、妥当である。
活動に対する評価	農地所有者や担い手農家への意向調査の結果を踏まえ、地域の農業背景にあった解消方策、解消実践活動を検討する必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	8,390ha	0.16ha
課 題	以前より常態化している事案が多く、違反転用の解消には、発生防止や早期発見に努めるとともに、早期に是正指導を行う必要がある。	

- ※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.16ha	0ha

- ※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	○違反転用の是正指導 違反転用者に対し、是正計画の提出及びその履行を指導する。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 8月を農地パトロール月間と設定し、農地利用状況調査(6月～8月)や農業委員の日常活動で行う担当地区農地パトロール及び毎月の転用現地確認時の農地パトロールを実施し、違反転用の早期発見、発生防止啓発を行う。
活動実績	違反転用者への継続した指導により、農地への復元や転用許可条件の順守に努めた。今年度は新たな違反転用は発生しなかったものの、解消には至らなかったため、今後も農地パトロールにより監視していく。
活動に対する評価	妥当である。

- ※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 128件、うち許可 128件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付時に申請書類の確認及び詳細な聞き取りを行うとともに、地区担当農業委員による現地確認及び事務局での現地確認を行っている。			
	是正措置	引き続き同様に実施していく。			
総会等での審議	実施状況	議案書の事前送付を行うとともに、事案別に事務局及び地区担当農業委員が説明を行い、関係法令・審査基準に基づき、事案ごとに審議している。			
	是正措置	引き続き同様に実施していく。			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		128件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件	
	是正措置	引き続き同様に実施していく。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録の公表により行っている。			
	是正措置	引き続き同様に実施していく。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	27日
	是正措置	引き続き事務処理の事前周知を行う。			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数:127件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付時に申請書類の確認及び詳細な聞き取りを行うとともに、地区担当農業委員による現地確認並びに農業委員及び事務局の現地確認班を編成し、現地確認を行っている。			
	是正措置	引き続き同様に実施していく。			
総会等での審議	実施状況	議案書の事前送付を行うとともに、事案別に事務局及び地区担当農業委員及び現地確認班が説明を行い、許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断し審査している。			
	是正措置	引き続き同様に実施していく。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録の公表により行っている。			
	是正措置	引き続き同様に実施していく。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から40日	処理期間(平均)	27 日
	是正措置	引き続き事務処理の事前周知を行う。			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		136 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		136 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目		具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 2,282件	公表時期 令和4年3月
		情報の提供方法:ホームページ、広報紙、農業委員会だより、チラシで公表した。	
	是正措置	引き続き同様に実施していく。	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 10,275件	取りまとめ時期 令和4年3月
		情報の提供方法:農地の権利移動・賃借等調査においてその結果を県及び国に報告することにより公表している。	
	是正措置	引き続き同様に実施していく。	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 8,640ha	
		データ更新:固定資産税台帳及び住民基本台帳情報の引用、農地台帳の整備に関する調査、農地利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等更新している。	
		公表:全国農地ナビで公開	
	是正措置	引き続き同様に実施していく。	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 1 件

提出先及び提出した意見の概要	令和4年度に向けた東近江市「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書 東近江市長・東近江市議会議長(要請書)
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している